

中国経済経営学会会則

第1章 総則

第1条 本学会は中国経済経営学会（Japanese Association for Chinese Economy and Management Studies）と称する。

第2条 本学会は中国経済および中国の企業経営に関する学術的研究を行い、研究者間の交流と相互理解を促進することを目的とする。

第3条 本学会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。(1)大会、研究会および講演会を開催して会員の研究報告、討論に供する。(2)学会誌の刊行。(3)その他本会の目的達成に資する事業。

第4条 本学会は事務局を一般社団法人学会支援機構に置く。

第2章 会員

第5条 本学会の会員は次の4種とする。(1)正会員 本会の目的に賛同して入会した個人(2)賛助会員 学会運営を賛助する個人および企業・団体(3)名誉会員 本会に特別の功労があり、総会で承認を受けた個人(4)海外会員 正会員または賛助会員で、海外に継続的に居住するようになり、申し出により理事会が会費の免除を認めた個人および企業・団体。

第6条 会員は本学会の刊行物の配布を受け、大会、研究会、講演会その他の本学会の事業に参加することができる。

第7条 本学会の目的に賛同して新たに会員になろうとする者は、本会会員2名の推薦を得て申し込み、理事会の承認を受けることを要する。正会員、賛助会員のうち海外会員になろうとする者は理事会の承認を受けることを要する。なお、再入会等の扱いについては別途定める。

第8条 退会を希望する会員は、書面をもってその旨を理事会に申し出なければならない。

第9条 学会に顕著な貢献があった会員については、理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て名誉会員とすることができます。

第10条 会員は、以下の場合に、理事会の議を経てその資格を失う。(1)3年間継続して会費を滞納した場合。(2)本学会の名誉と権威を著しく傷つけた場合。

第11条 会員は別途定める年会費を納める。なお入会が認められた会員は、入会時が期間途中であっても年会費全額を納入しなければならない。

第3章 総会

第12条 毎年1回総会を開催し、事業計画、予算・決算、およびその他重要事項を審議決定する。

第13条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定する。

第4章 役員

第14条 本学会に以下の役員をおく。会長1名、副会長2名、理事20名程度、会計監事2名、幹事若干名とする。

第15条 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

第16条 会長は本学会を代表し、副会長は会長を補佐する。

第17条 会長、副会長2名、総務担当を執行部とし、日常的に会務を執行する。執行部内の役職は連続した2期を超えて就くことはできない。

第18条 理事は会務を審議執行する。

第19条 会計監事は学会の会計を監査する。

第20条 幹事は理事会の会務執行を補佐する。

第21条 本学会の役員の選出は以下とする。

理事の選出および被選挙資格等の詳細は理事選挙規定に別途定めるとおりとし、理事候補者は総会の承認を得る。会長、副会長は理事会において理事の中から互選する。会計監事は理事会が推薦し、総会の承認を得る。幹事は正会員の中から会長が推薦し、理事会の承認を得る。

第22条 理事会の推薦に基づき、総会の承認を得て顧問を置くことができる。顧問は、必要に応じ理事会に対して参考意見を供する。

第5章 理事会および委員会

第23条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し、会務を執行する。

第24条 理事会は会長がこれを召集し、議長を務める。

第25条 理事会は構成員の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決定する。

第26条 理事会の構成員は、会議に出席できない場合には、委任状をもって出席の構成員の中から代理人を選任できる。

第27条 理事会は、大会実行委員会、学会誌編集委員会、および必要に応じたその他の委員会を組織する。

第6章 会計

第28条 本学会の会計年度は毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第29条 理事会は前年度決算を会計監事による監査を経て総会に報告し、その承認を得なければならない。

第30条 財務担当理事は、本学会名義の金融機関口座の代表者として、当該金融機関口座を管理する。

第7章 学会誌の発行・配布

第31条 本学会は会員の研究発表の場として学会誌を発行し、会員に配布する。なお、投稿規定は別途定める。

第8章 会則の変更

第32条 会則の変更は、理事会の提案により総会の過半数の承認を経て行う。

第33条 本学会の運営に必要な細則は、理事会がこれを定める。

付則

付則1 年会費は、正会員は8,000円、賛助会員は1口20,000円とする。名誉会員の年会費は免除される。

付則2 在学中ならびに年度開始（4月1日）時に有給の常勤職についていない正会員については、理事会の承認を経て、年会費の減免（4000円）を受けることができる。

付則3 年会費の免除を認められた海外会員については、定期刊行物の配布は行わない。

ただし、全国大会や学術研究会に参加し、かつ報告する会員、または学会誌に投稿する会員は、当該年度の会費を納入しなければならない。

付則4 本会則は2013年6月22日から施行する。

2014年11月8日改正

2016年11月5日改正

2019年11月16日改正

2025年12月13日改正

統合に際しての注記：

1. 理事選挙規定、学会誌投稿規定、および細則は別途定める。
2. 学会誌の統合（学会誌名称、発行回数、編集方針等）については、「統合のための基本ポリシー」に基づき、統合後の理事会において討議し、決定する。過渡的措置として、当面（少なくとも統合実現後の理事改選までの2年間）、従前どおりの方法で「中国経済研究」と「中国経営管理研究」の発行を続けるものとし、発行主体は「中国経済経営学会」とする。
3. 研究大会の実行委員会および学会誌の編集委員会の構成についても、当面、同様の扱いとし、両学会の会員の研究手法や研究分野に偏りがないよう配慮する。

（中国経営管理学会と中国経済学会の統合に関する合意（案）による。）